

新湊川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、新湊川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、新湊川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 神戸県民センター 神戸土木事務所長
神戸市 水道局浄水管理センター所長
神戸市 水道局浄水管理センター担当課長
神戸市 水道局施設課長

武庫川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

(名称)

第1条

この会議は、武庫川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、武庫川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局武庫川総合治水室長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局武庫川総合治水室武庫川企画班が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 武庫川総合治水室長
兵庫県 神戸県民センター 神戸土木事務所長
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 武庫川対策室長
兼 阪神北県民局 宝塚土木事務所 武庫川対策室長
兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長
兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長
兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所長
兵庫県 企業庁 水道課長
神戸市 水道局浄水管理センター所長
神戸市 水道局施設課長
神戸市 水道局北神浄水事務所長
西宮市 上下水道局水道施設部長

市川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、市川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、市川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長
兵庫県 中播磨県民センター 姫路港管理事務所長
兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長
兵庫県 企業庁 水道課長
姫路市 水道局 浄水課長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー

夢前川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、夢前川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、夢前川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長
兵庫県 中播磨県民センター 姫路港管理事務所長

千種川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、千種川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、千種川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所長
兵庫県 西播磨県民局 龍野土木事務所長
上郡町 企画政策課長（安室ダム水道用水供給企業団）

矢田川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、矢田川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、矢田川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 但馬県民局 新温泉土木事務所長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー

野島川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、野島川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、野島川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部 水利整備課長
農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長
北淡路土地改良区 事務局長

三原川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、三原川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、三原川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長
兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長
兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長
南あわじ市 産業建設部長
淡路広域水道企業団 工務課長
大日川土地改良区 事務局長

本庄川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、本庄川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、本庄川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長
兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長
兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長
南あわじ市 産業建設部長
淡路広域水道企業団 工務課長
南淡南部土地改良区 事務局長

洲本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、洲本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、洲本川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長
兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長
兵庫県 淡路県民局 洲本土地改良事務所長
淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター長
兵庫県鮎屋川土地改良区 事務局長

楠本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、楠本川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議の場は、楠本川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

（協議の場の構成）

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長の職務）

第4条

1. 会長は県土整備部県土安全参事とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、県土整備部土木局総合治水課長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは副会長が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、県土整備部土木局総合治水課計画班が行う。

（その他）

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で定める。

附則 この規約の施行日は、令和2年4月28日とする。

別表 1

兵庫県 県土整備部 県土安全参事

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長

兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 水利整備課長

農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長

北淡路土地改良区 事務局長